先物協会ニュース
JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
発行所 日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
☎(03)3664-5731 FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

理
私の好きな一文字

浜地敏明

（浜地 敏明 日商協自主規制部長）

産構審 商取分科会

経営選択肢の多様化を
新たな勧誘規制は不要
当協会と補償基金が共同歩調

第5回産業構造審議会商品取引所分科会が10月8日、経済産業省本館17階の国際会議室で開催された。席上、先物協会の二家勝明会長と(社)商品取引受託債務補償基金協会の藤田庸右理事長（先物協会の理事を兼務）は共同で、受託業務保証金制度や分離保管制度などの変更に伴って、商品取引員に過大な負担がかからぬよう配慮してほしい――と主張した。

10月8日、第5回商取分科会

商取分科会は今年5月から毎月、会合を開きこれまでに、①商品取引所を中心とする市場機能の信頼性の向上（委託者債権保全制度、トランスファー制度、クリアリング制度、証拠金制度）②商品取引員による市場仲介機能の適正化、（商品取引員の資格構成、行為規制、監視・監査の在り方）③商品取引所における市場の利便性の向上（新規上場の円滑化・多様化、取引所の組織構成の在り方）④取引所外取引における市場機能の適正化（市場類似施設および店頭商品先物取引に係る規制の在り方）について各委員が意見を表明し、議論してきた。

それを踏まえ、今回は意見の整理が行われた。二家会長は全体に対する意見として、次のように述べた。

抜本改正となればなるほど、商品取引員に痛みを伴うので、早く経営判断を下せるよう、経営上の選択肢の多様化は早期に提示してほしい。また、純資産要件は個々の取引所の抱えるリスクに見合うものにすべきだ。

手元流動性の問題は、取引所が一本化すれば改善されるが、現実はそうではないので、商品取引員の立替負担を軽減するため、複数の取引所間の資金移動を円滑にするネット決済システムの構築が求められる。

藤田理事長は市場の信頼性の向上について次のように強調した。

現行の共同補償制度は28年の歴史があり、これまで11件の弁済事故を処理し、委託者債権配当率98％（平均）と有効に機能している。

委託者債権保全については、①受託業務保証金の見直し②分離保管に対する監視の強化と是正のための措置③分離保管に係る担保力（委託者への優先弁済）の強化（銀行預託の廃止と補償基金協会預託の創設）④全員参加の共同補償制度の創設の4点が重要である。④については現行の手元流動性確保のための措置の打ち切りが条件だとすれば、取引員の経営が困難となろう。

特に平成17年に手数料の完全自由化を迎えるので、制度改正による影響とダブルパンチにならないよう、特段の配慮が必要といえる。

手数料自由化の帰趨を見て

これに加え、二家会長は、「分離保管制度の急激な変更により、手数料自由化の中で、商品取引員の破綻が起こることによって、共同補償制度に過大な負担がかかり、健全な商品取引員に影響を与えかねない」と指摘した。

また、分離保管に対する監視体制の強化と罰則の整備など現行制度の強化を図りつつ、手数料自由化の帰趨を見極めた上で、委託者債権保全制度を見直すことも考慮すべきではないかと要望した。

さらに、勧誘規制については、既に多くの規制があり、個々の商品取引員の自己管理能力の問題であり、新たな行為規制は不要――と主張した。

・・・